Patent



特許業務法人 藤本パートナーズ 三条 英章◇弁理士



機能により物を特定しようとする記載を含む請求項で特許出願をしたところ、この請求項に 係る発明が新規性および進歩性を有しない旨の拒絶理由通知を受けました。しかし、引用文 献にはその機能の記載はなく、この発明は少なくとも新規性を有すると思っています。なぜ 審査官がこのような判断をしたのか当方には分からず、困惑しています。この拒絶理由通知 への対応方法を教えてください。 (東京都 K. S)

1. はじめに

作用、機能、性質または特性 を用いて物を特定しようとする記載を 含む請求項に対する新規性の審査の進 め方は、「特許・実用新案審査基準| および「特許・実用新案審査ハンド ブック」に記載されています。

2. 審査の進め方

作用、機能、性質または特性により 物を特定しようとする記載を含む請求 項であって、以下の(i)または(ii)に 該当するものは、引用発明との対比が 困難となる場合があります。

- 「(i)記載された機能、特性等が、 以下のいずれにも該当しない場合
- (i-1) 標準的なもの
- (i-2) その技術分野において、当業 者に慣用されているもの
- (i-3) その技術分野において、当業者 に慣用されていないにしても、当 業者に慣用されているものとの 関係が当業者に理解できるもの
- (ii)記載された機能、特性等が、複数 あり、それぞれは、上記(i-1)か ら(i-3)までのいずれかに該当す るが、これらの機能・特性等が複 数組み合わされたものについてみ

ると、全体として(i)に該当するも のとなる場合

そのような場合において、引用発明 の物との厳密な一致点および相違点の 対比を行わずに、両者が同じ物である との一応の合理的な疑いを審査官が抱 いた場合には、その他の部分に相違が ない限り、審査官は新規性を有しない 旨の拒絶理由通知をします。その際、 審査官は、その一応の合理的な疑いの 根拠を示すとともに、必要に応じ、ど のような反論、釈明をすることが有効 であるかについても見解を示します。

3. 一応の合理的な疑いを抱く場合の例

一応の合理的な疑いを抱く場合の例 の一部を以下に紹介します。詳細は 「特許・実用新案審査ハンドブック」 の3218をご確認ください。

- 「(a)請求項に係る発明の機能、特性 等が他の定義又は試験・測定方法 によるものに換算可能であって、 その換算結果からみて、請求項に 係る発明と同一と認められる引 用発明の物が発見された場合
- (b)請求項に係る発明と引用発明が同 一又は類似の機能、特性等により 特定されたものであるが、その測

定条件又は評価方法が異なる場 合であって、以下の(i)及び(ii) の両方に該当する場合

- (i)請求項に係る発明と引用発明とで 両者の測定条件又は評価方法の 間に一定の関係があるとき。
- (ii)引用発明の機能、特性等を請求項 に係る発明の測定条件又は評価方 法により測定又は評価すれば、請 求項に係る発明の機能、特性等に 含まれる蓋然性が高いとき。……|

4. 対応方法

請求項に記載の機能が引用文献には 記載されていないことから、請求項に 係る物と引用発明の物とが同じ物であ るとの一応の合理的な疑いを審査官が 抱いていると思われます。

そうであるならば、拒絶理由通知に は、一応の合理的な疑いの根拠が記載 されているかと思います。

この根拠の妥当性等を判断したうえ で、その一応の合理的な疑いに対して 意見書にて反論、釈明すること(例え ば、引用発明の物が請求項の範囲外に あることを示す実験データを根拠に反 論すること) が可能かどうか検討して みてはいかがでしょうか。